



「地域脱炭素化促進事業」制度

環 境 省



1. 制度概要

- ①. 「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨

2. 再エネ導入目標

- ①. 再エネ導入目標の位置づけ
- ②. 再エネ目標設定に当たる基本的考え方

3. 促進区域

- ①. 促進区域とは
- ②. 促進区域設定の流れ

4. 事業計画認定

- ①. 地域脱炭素化促進事業とは
- ②. 事業計画認定の流れ
- ③. 認定事業計画に対する特例

1. 制度概要

①「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨

2020年10月 菅内閣総理大臣（当時）による2050年カーボンニュートラル宣言

- 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す

2021年2月 「ゼロカーボンシティ」表明地方公共団体 人口1億人突破

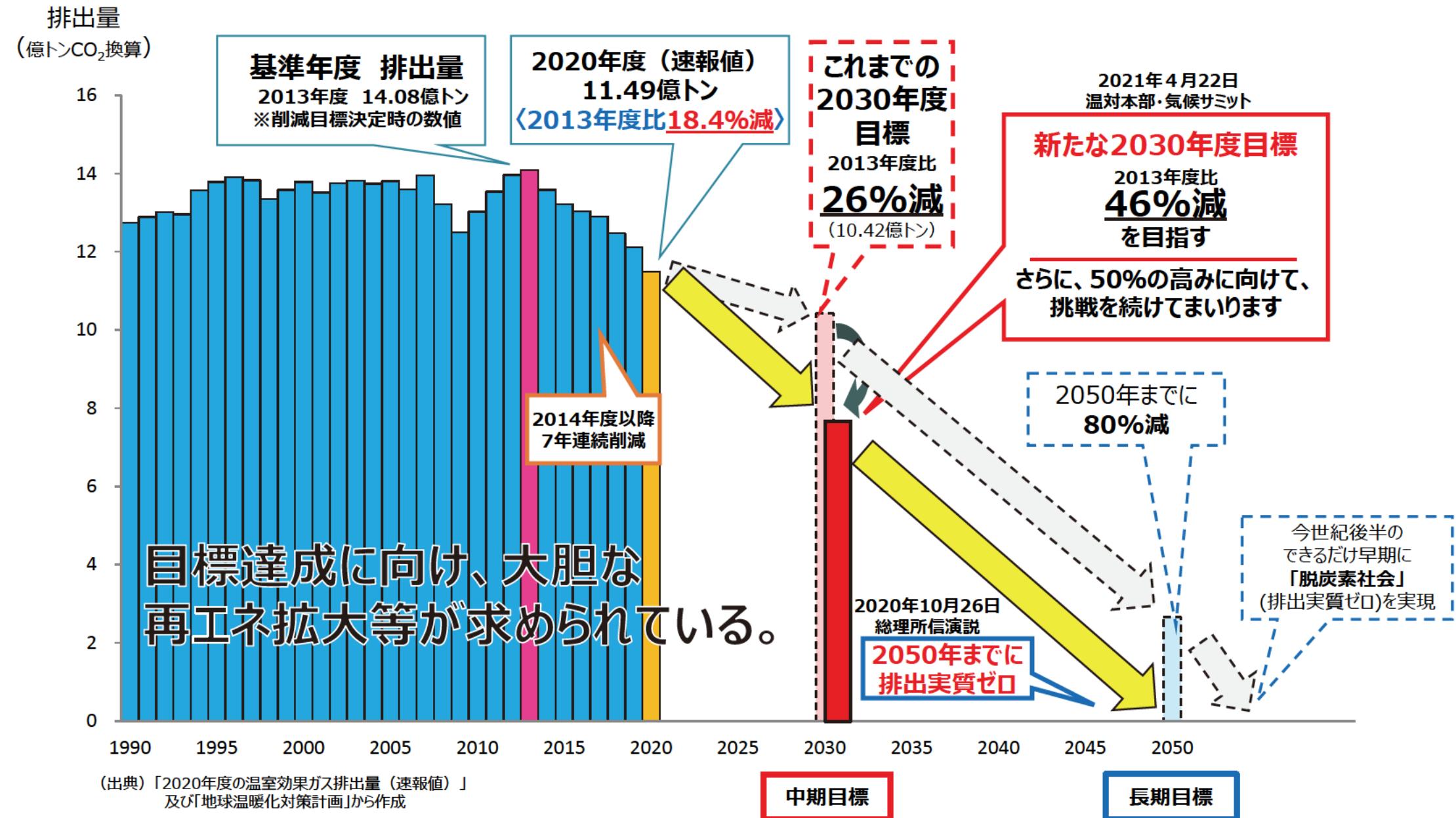
2021年4月 2030年度温室効果ガス排出目標を新たに設定

- 2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦

2021年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

- パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を創設
- 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設

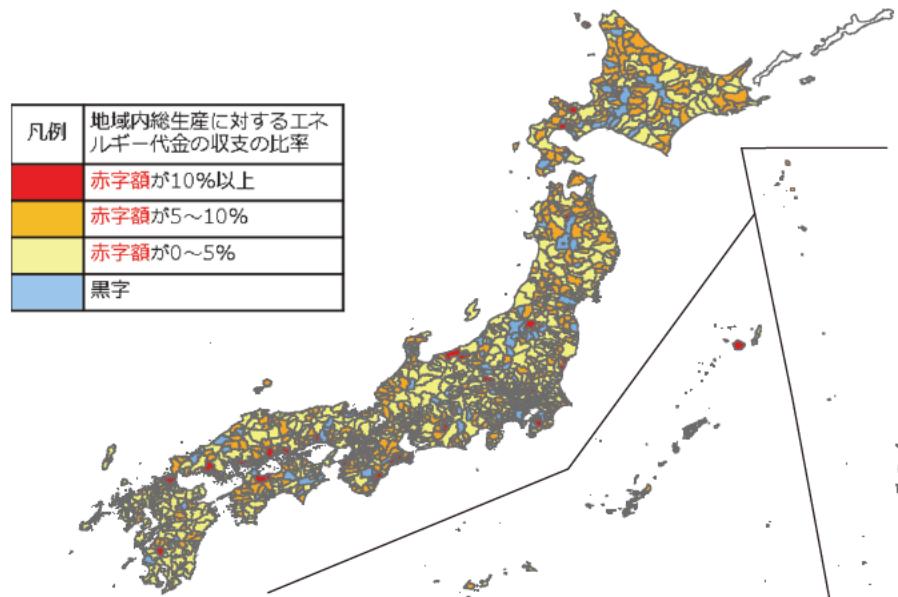
我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標



再エネ導入は脱炭素化以外にも多くの意義がある

- 地域でのメリット：①経済の域内循環、②産業と雇用創出、③レジリエンス向上
- 日本全体にも貢献：①エネルギー自給率の向上、②化石燃料輸入代金の低減
- 地域再エネの活用により、多くのメリットとともに、脱炭素化を進めることができる

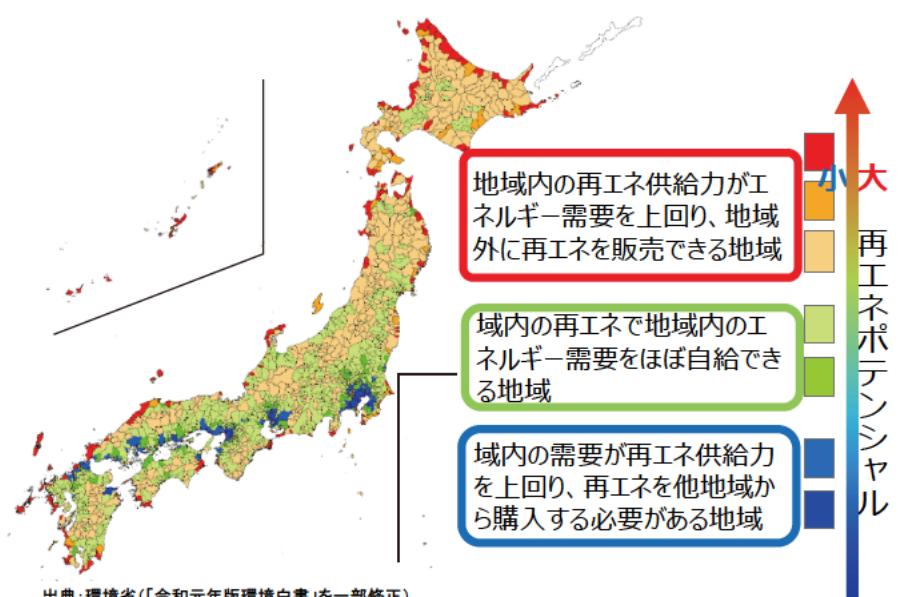
市町村別のエネルギー収支



出典：地域経済循環分析データベース2015（環境省）から作成

- 9割の自治体のエネルギー収支が赤字(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとって、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さくない。
- 国全体でも年間約11兆円を化石燃料のために海外に支払い(2020年)

市町村別の再エネ導入ポテンシャル



出典：環境省「令和元年版環境白書」を一部修正
※再エネポテンシャルからエネルギー消費量を差し引いたもの。実際に導入するには、技術や採算性などの課題があり、導入可能量とは異なる。
※今後の省エネの効果は考慮していない。

- 再エネの最大限の活用に向け、再エネポтенシャルが豊富な地方と、エネルギー需要密度が高い都市の連携が重要。

「地域脱炭素化促進事業」制度の背景



- 我が国全体のカーボンニュートラル実現、またゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が不可欠**。
- 一方、再エネ事業については地域トラブルもみられるなど、地域における**合意形成が課題**。
- 合意形成に向けては、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、**地域と共生する再エネ事業とすることが重要**。



円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングを通じて、環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入促進を目指す

制度全体の流れ

政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

合意形成プロセス



○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び 地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

援助

事業者による事業計画の申請

住民や関係自治体への意見聴取

協議会での協議

許可等権者への協議

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・自然公園法・温泉法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

自治体がこの制度を活用する主な意義



- ✓ 地域のステークホルダーで議論を行いながら促進区域や環境配慮・地域貢献要件を設定することによる**再エネ事業に関する円滑な合意形成を促進**できる
- ✓ 再エネ事業者に対して、環境配慮や地域貢献等、**地方自治体や地域のニーズを踏まえた取組**を求めることができる
- ✓ 再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、制度面での優遇により**事業者の参入を促進**できる
- ✓ 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**内外へのアピール**ができる

**地域主導で、地域環境を保全しつつ、地域と共生し、
地域に裨益する再エネ事業を誘致することができる**

- **再エネは地域資源であり、その活用は、地域を豊かにし得るもの**
- 国や都道府県が設定する環境保全に係るルールに基づき、合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定（**ポジティブゾーニング**）。適正に環境に配慮し、**地域と共生する再エネ導入を促進**
- 地域主体で事業の候補地や調整が必要な課題を見る化し、予見可能性を高める





「地域脱炭素化促進事業」制度

環 境 省



1. 制度概要

- ①. 「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨

2. 再エネ導入目標

- ①. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要
- ②. 再エネ目標設定に当たる基本的考え方

3. 促進区域

- ①. 促進区域とは
- ②. 促進区域設定の流れ

4. 事業計画認定

- ①. 地域脱炭素化促進事業とは
- ②. 事業計画認定の流れ
- ③. 認定事業計画に対する特例

2. 再エネ導入目標

①再エネ導入目標の位置づけ

再エネをはじめとした施策の実施目標の設定義務・努力義務



- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体は温暖化対策のための実行計画を策定することが要請されている。
 - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
 - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**
区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）

【事務事業編】

○単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等の措置に関する計画を策定しなければならない。

（策定内容）

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標
- 実行しようとする措置の内容
- そのほか地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【区域施策編】

○区域の自然的・社会的条件に応じて排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を策定しなければならない。

（策定内容）

- 区域の自然的・社会的条件に適した再エネの利用促進に関する事項
- 事業者・住民が温室効果ガスの排出抑制等を行う活動の促進に関する事項
- 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便増進、都市の緑地の保全に関する事項
- 廃棄物の発生の抑制等の循環型社会形成に関する事項
- **それぞれの施策の実施目標**

（都道府県・指定都市・中核市以外は努力義務）

2. 再エネ導入目標

②再エネ目標設定における基本的考え方

再エネ目標設定に当たっての基本的考え方

<目標の設定期間>

- ①**長期目標**：ポテンシャルの最大限活用を重視して目標設定
- ②**中期目標**（特に都道府県）：系統の状況も踏まえた最適な導入エリア・モデルを併せて検討

<目標の指標>

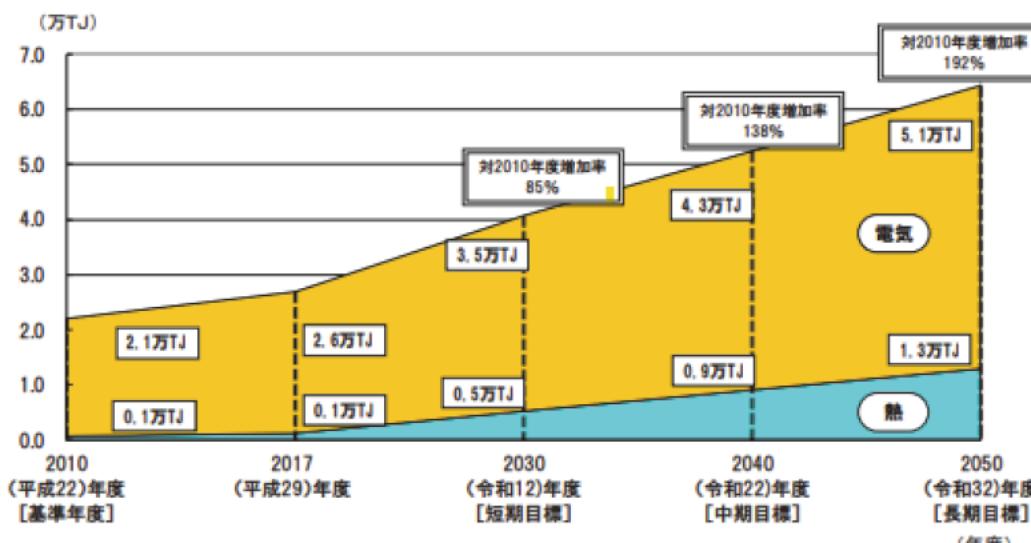
- ③**再エネ導入容量 (kW等) を、再エネ種別に設定**（促進区域の設定を検討）
- ④域内のエネルギー需要・消費量に対して**再エネ調達量 (kWh等)** やその割合

(参考) 中長期目標 長野県

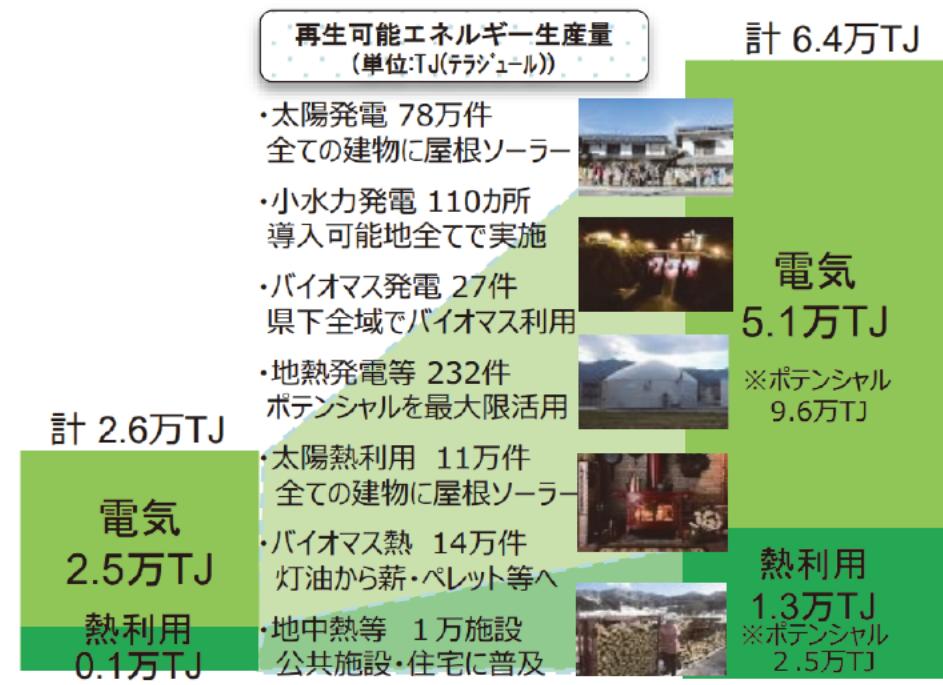


- 長野県では2020年4月に「長野県気候危機突破方針」において、**2016年度比で2050年度の再エネ生産量を3倍以上に拡大することを公表。**
- 2021年6月、「長野県ゼロカーボン戦略～2050 ゼロカーボン実現を目指した2030 年度までのアクション～」を策定。
- 上記戦略において、再生可能エネルギー生産量の目標設定については、2010 年度から最新実績年度までの傾向に基づき 2020 年度の値を推定した上で、2050 年度の目標値との線形内挿を行い、算出。

再生可能エネルギー生産量の増加目標



各種再生可能エネルギー生産量に関する目標



出所) 長野県「長野県ゼロカーボン戦略【計画本体】」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.htm> <閲覧日：2021年9月15日>

出所) 長野県「長野県ゼロカーボン戦略【概要版】」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html> <閲覧日：2021年9月15日>

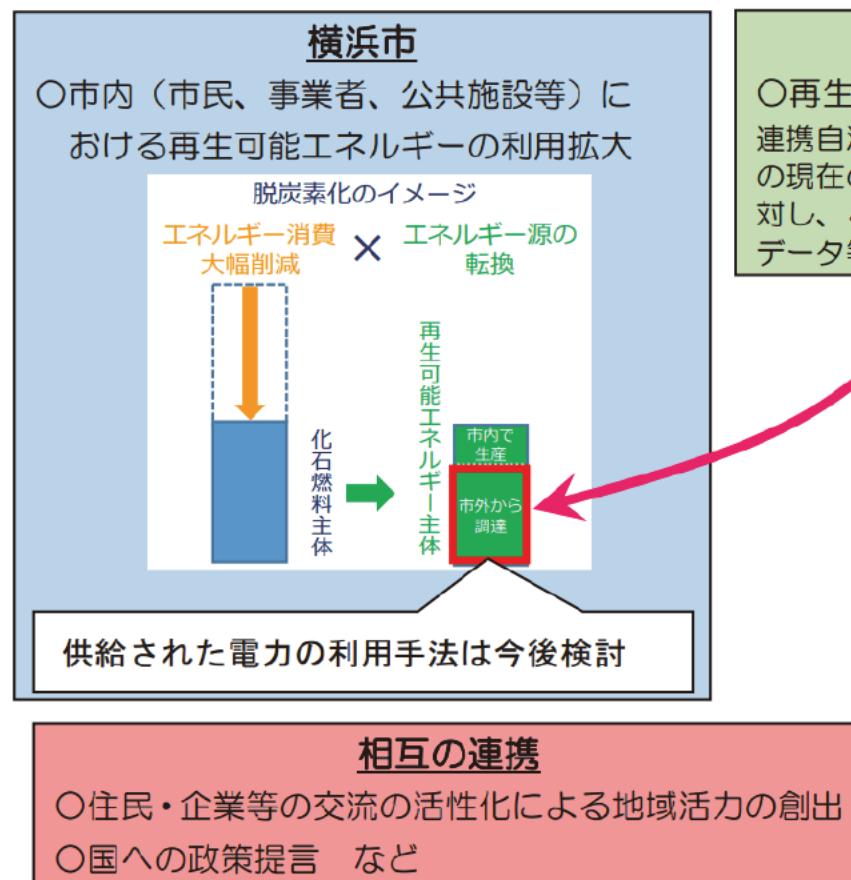
＜目標の水準と設定の単位＞

- ⑤**ポテンシャルが大きい地域**：域内需要にとどまらず**ポテンシャルを最大限活用**
- ⑥**再エネポтенシャルが限定的な場合**：再エネポтенシャルが豊富な地域との広域連携による目標設定も考慮
- ⑦**小規模な地方公共団体**においては、他の地方公共団体との**共同策定も可能**

(参考) 広域連携①横浜市

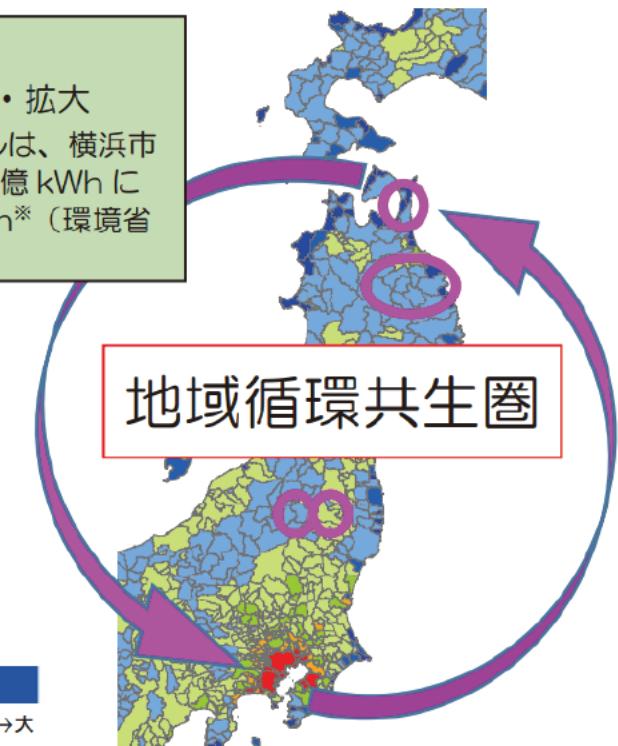
- 再エネポテンシャルが限定的である場合、**ポテンシャルが豊富な地域との広域連携による目標設定**も検討可能
- 参考事例：横浜市
 - ・横浜市では2050年の温室効果ガス実質排出ゼロ実現のため、連携協定を締結している東北12市町村（当時）からの再エネの調達を想定。

再エネを通じた都市と地方の連携イメージ



各地域

○再生可能エネルギーの供給・拡大
連携自治体が有するポтенシャルは、横浜市の現在の年間電力消費量約160億kWhに対し、4倍以上の約750億kWh*（環境省データ等より推計）



図は、地域循環共生圏を示す。左側の地図では、東北12市町村（青色）が横浜市（赤色）に囲まれて示されている。右側の地図では、横浜市周辺の地域が緑色で示され、太い青い矢印が「地域循環共生圏」と記された赤枠内に入っている。

地図出典：平成27年環境白書

出所）横浜市「脱炭素社会の実現を目指して横浜市と12の市町村が再生可能エネルギーに関する連携協定を締結」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/ondan/2018/20190206-043-28987.files/php4xFtO6.pdf> <閲覧日：2021年9月9日>

19

(参考) 広域連携②熊本連携中枢都市圏



- 小規模な地方公共団体においては、他の地方公共団体（都道府県や近隣市町村）との共同策定も可能
- 参考事例：熊本連携中枢都市圏
 - ・熊本県熊本市やその周辺自治体における再エネ導入可能量を基に地域を分類、共同で2050年度の実質排出ゼロを目指す



- 「地産地消地域」では、更なる地産地消による脱炭素を推進
- 「再エネ供給地域」から「再エネ需要地域」へエネルギーを供給

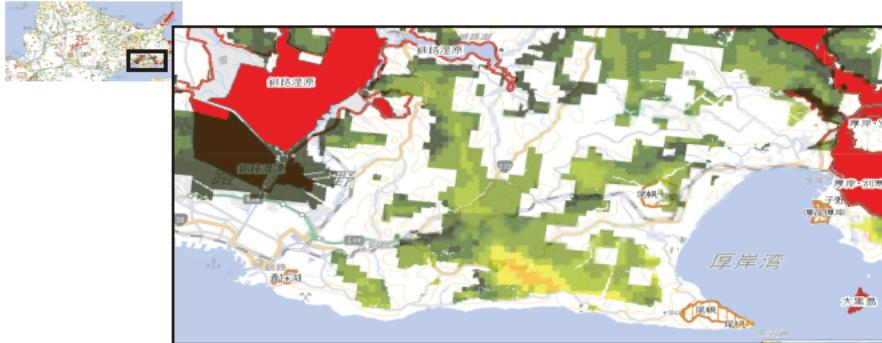
図域内でのエネルギー循環システムの構築の実現
図域内での安定したエネルギーの確保と災害時等での電力確保

再エネ情報提供システム「REPOS (リーポス)」について

- 環境省は、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS : Renewable Energy Potential System）」を開設。
<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>
- 全国・地域別のポテンシャル（太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱）に加え、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（景観、鳥獣保護区域、国立公園等）やハザードマップも連携表示。
- 任意の区域内のポтенシャル情報の表示など、促進区域や再エネ目標設定を支援するツールも整備している。

特徴 1

地域情報・環境情報と統合（環境影響情報サイトと自動連携）



陸上風力（地上高80m）

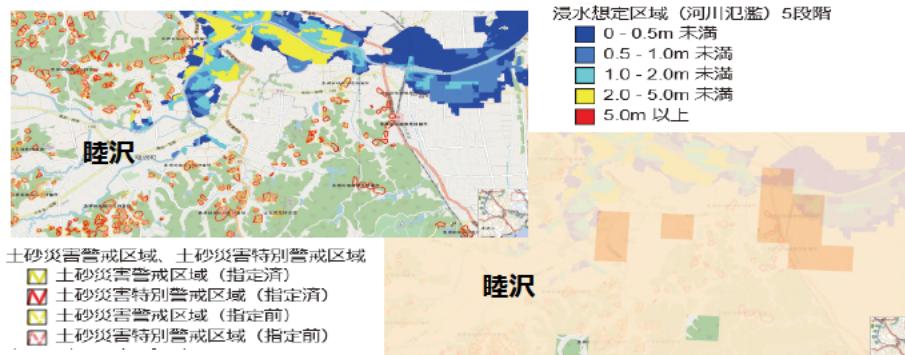
5.5 - 6.0m/s
6.0 - 6.5m/s
6.5 - 7.0m/s
7.0 - 7.5m/s
7.5 - 8.0m/s
8.0 - 8.5m/s
8.5 - 9.0m/s
9.0m/s 以上

国指定鳥獣保護区

- 特別保護指定区域
- 特別保護地区
- 鳥獣保護区

特徴 3

ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示



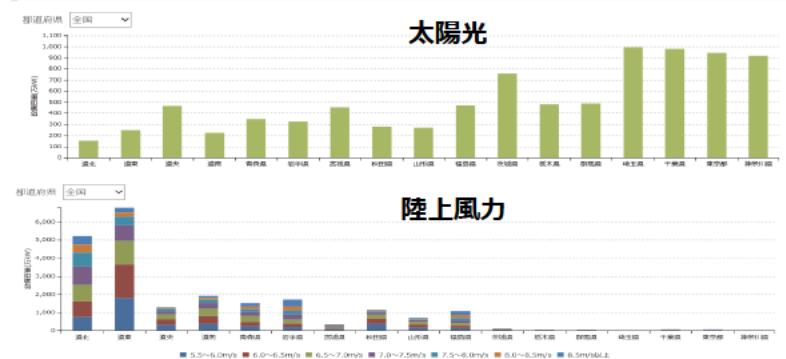
住宅系

住宅用建築物

1,000kW/km ² 未満
1,000 - 5,000kW/km ²
5,000 - 7,500kW/km ²
7,500 - 10,000kW/km ²
10,000kW/km ² 以上

特徴 2

自治体別（都道府県別、市町村別）にポテンシャル情報を表示



特徴 4

自治体別（都道府県別、市町村別）に再エネ導入実績を表示

東京都千代田区 結果表示

太陽光	風力	中小水力	地熱	地中熱
導入実績(平成29年度)				
太陽光 導入実績 (10kW未満)				101.50 kW
太陽光 導入実績 (10kW以上50kW未満)				31.80 kW
太陽光 導入実績 (50kW以上500kW未満)				238.70 kW





「地域脱炭素化促進事業」制度

環 境 省



1. 制度概要

- ①. 「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨

2. 再エネ導入目標

- ①. 区域施策編の概要

- ②. 再エネ目標設定に当たる基本的考え方

3. 促進区域

- ①. 促進区域とは

- ②. 促進区域設定の流れ

4. 事業計画認定

- ①. 地域脱炭素化促進事業とは

- ②. 事業計画認定の流れ

- ③. 認定事業計画に対する特例

③. 促進区域

1. 促進区域とは

■ 地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が環境省令で定める基準に従い、都道府県基準に基づいて市町村が「促進区域」を設定する。（区域内で実施される再エネ事業が特例対象となる）

促進区域設定のポイント

➤ 設定時

- ✓ 地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考える
- ✓ エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討する
- ✓ 再エネ種ごとにポテンシャルを踏まえ、候補地となり得るエリアを幅広く検討する
- ✓ 広域的な検討を促し、リソースを補う

➤ 運用上の留意点

- ✓ 適時適切に見直す

➤ 促進区域の設定方針

- ✓ 促進区域内で行われる事業へのメリットにつなげる

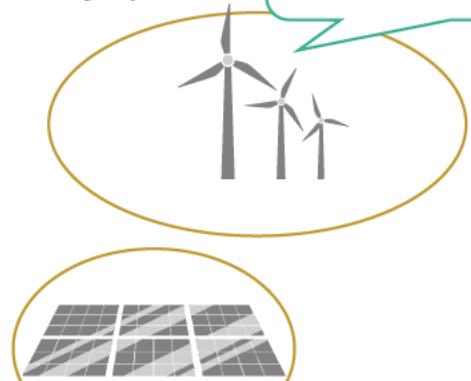
促進区域の類型

- 促進区域として想定されるのは「広域的ゾーニング型」「地区・街区指定型」「公有地・公共施設活用型」「事業者提案型」の4類型。

広域的ゾーニング型



森林でバイオマス発電の
促進区域設定



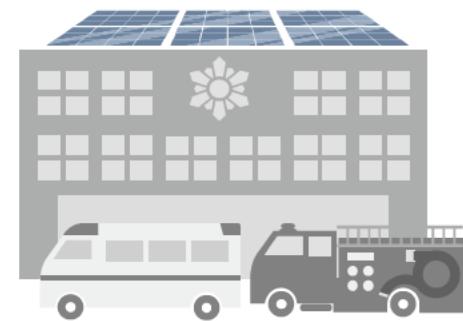
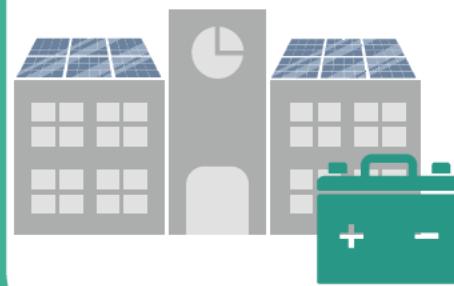
風況が良いエリアでは風
力発電の促進区域設定

荒廃農地では太陽光発
電の促進区域設定

地区・街区指定型



公有地・公共施設活用型



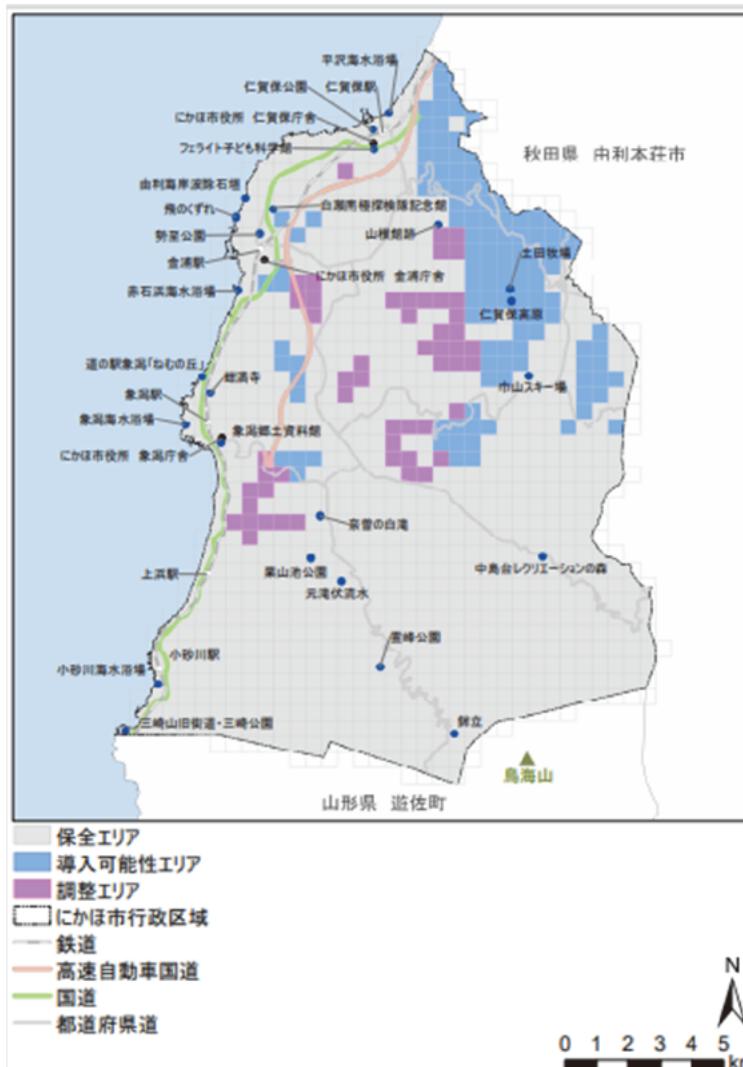
事業者提案型



エネルギー種類	住所	規模
太陽光発電	A地区	OkW
風力発電事業	B地区	OkW

促進区域の設定例（1）—広域的ゾーニング型—

- 広域的ゾーニング型：環境情報や関係者による調整の下で、導入促進区域を広域的に抽出
- 参考事例：にかほ市（風力）
 - ・環境省ゾーニング事業において、風力発電を対象に調整エリア・導入可能性エリア等を設定

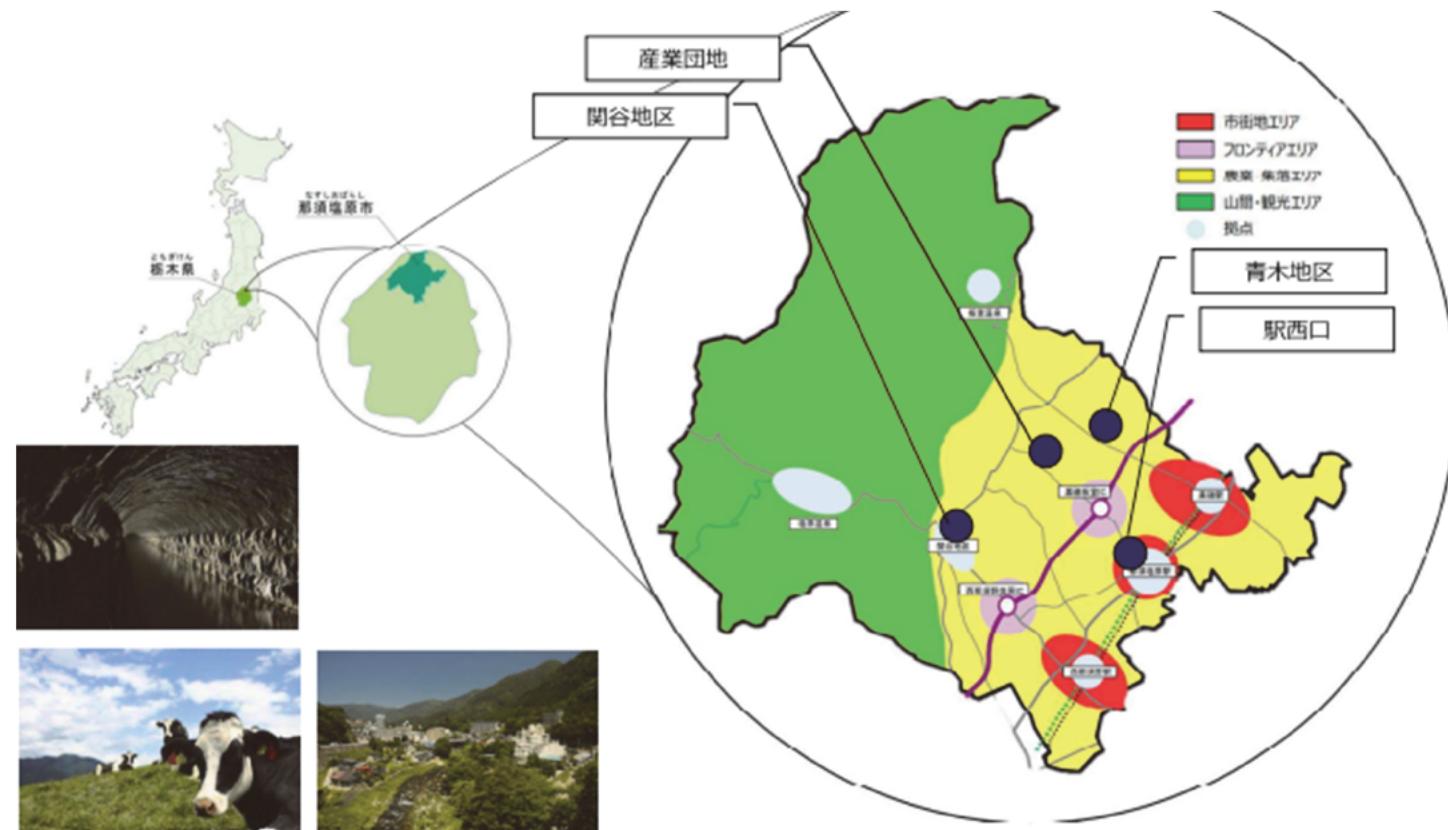


出所) にかほ市「陸上風力発電に係るゾーニングマップ」
<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2974>

促進区域の設定例（2）—地区・街区指定型—



- 地区・街区指定型：スマートコミュニティの形成など、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを設定
- 参考事例：那須塩原市
 - ・小水力・バイオマス・太陽光等を対象とし、地域特性の異なる4つの地域を選定し、ゼロカーボン街区の導入を検討



出所) 那須環境技術センター「地域再生可能エネルギー活用による『那須塩原市地域循環共生圏』構築支援事業報告書【概要版】(2021年2月)」
<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/documents/houkokusyo.pdf>

促進区域の設定例（3） 一公有地・公共施設活用型一



- 公有地・公共施設活用型：活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定
- 参考事例：所沢市
 - ・調整池に水上太陽光を設置
 - ・最終処分場にメガソーラーを設置



出所）所沢市「マチごとエコタウン所沢」

[Jhttps://covenantofmayors-japan.jp/sites/default/files/2020-12/4_%E3%80%90%E6%89%80%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%80%91%E3%83%9E%E3%83%81%E3%81%94%E3%81%A8%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E6%89%80%E6%B2%A2.pdf](https://covenantofmayors-japan.jp/sites/default/files/2020-12/4_%E3%80%90%E6%89%80%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%80%91%E3%83%9E%E3%83%81%E3%81%94%E3%81%A8%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E6%89%80%E6%B2%A2.pdf)

促進区域の設定例（4）一事業者提案型



- 事業者提案型：民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定
- 参考事例：横浜町
 - ・個社による風力発電設備予定地を「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に設定

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆	10,855	横浜町雲雀平風力発電所
	詳細は別紙1のとおり	10,855	
B	横浜町字雲雀平 6-42 外 12 筆	66,476	横浜町風力発電所
	詳細は別紙2のとおり	66,476	
		77,331	

3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

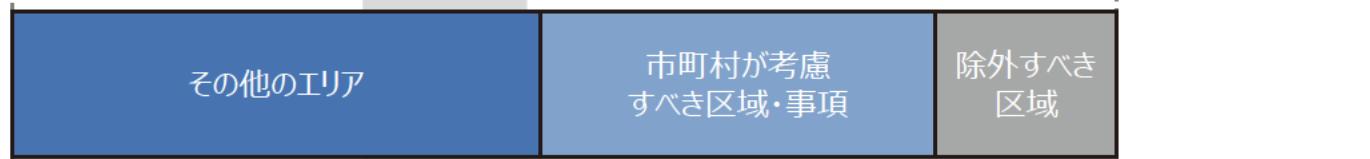
地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	32,200 kW	横浜町雲雀平風力発電所 14基(2,300kW級)
B	風力発電	38,000 kW	横浜町風力発電所 13基(3,000kW級)

③. 促進区域

2. 促進区域設定の流れ

全体の流れ



実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ
<u>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)</u>	国	
<u>2. 都道府県の環境配慮基準の設定</u>	都道府県	
<u>3. 促進区域・地域環境保全の取組等の設定</u>	市町村	
<u>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</u>	事業者	
<u>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</u>	市町村	

促進区域の設定に当たる協議会の活用

- 促進区域の設定に当たっては協議会が組織されている場合、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める場合に協議会における協議をしなければならない。
- 都道府県や近隣市町村、都道府県の場合は域内の関係市町村など、関係地方公共団体の参画を必要に応じ求めることが重要。

構成員（例）

- ・ 地方公共団体内の関係部局（許認可権者を含む）
- ・ 関係地方公共団体（許認可権者を含む）
- ・ 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許認可権者を含む）
- ・ 有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）
- ・ 住民団体
- ・ 産業団体（農林漁業、観光等）
- ・ 環境保全団体
- ・ 再エネ事業者団体
- ・ 金融機関
- ・ 地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）

- 協議会を開催するタイミングは、策定時の開催と、フォローアップのための定期的開催が想定。

「地域の環境の保全のための取組」の例

- 促進区域内において事業の実施に際して適切な措置が講じられることを担保するための「地域の環境の保全のための取組」については、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられる。

観点	「地域の環境の保全のための取組」の例
希少な動物の生息環境の保全	当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施
希少な植物の生育環境の保全	促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避
景観への影響	促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、できる限り見えないように植栽の実施
騒音による影響	住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施
反射光による影響	学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を実施
地熱発電による影響	各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施により、既存温泉等へ影響が生じない開発区域・規模を設定
その他、環境の保全	事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去等を行う

設定に当たって参考となるガイドライン：

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（令和3年9月環境省）、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」及びその解説通知（令和3年9月環境省）、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」等

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例



■ 脱炭素社会の実現に加え、SDGs の達成や地域循環共生圏の形成といった地域全体の将来像を念頭に、再生可能エネルギーが、地域に裨益し地域と共生するものとなるよう、地域脱炭素ロードマップに掲げられた取組も参考しつつ、地域の魅力と質を向上させる地方創生にも貢献するものとなることが望ましい。

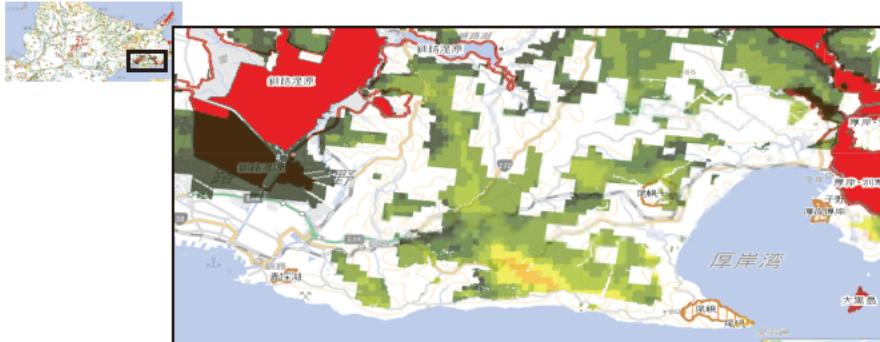
地域へのメリット	「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例
地域経済への貢献	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンストローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

再エネ情報提供システム「REPOS (リーポス)」

- 環境省は、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS : Renewable Energy Potential System）」を開設。
<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>
- 全国・地域別のポテンシャル（太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱）に加え、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（景観、鳥獣保護区域、国立公園等）やハザードマップも連携表示。
- 任意の区域内のポтенシャル情報の表示など、促進区域や再エネ目標設定を支援するツールも整備している。

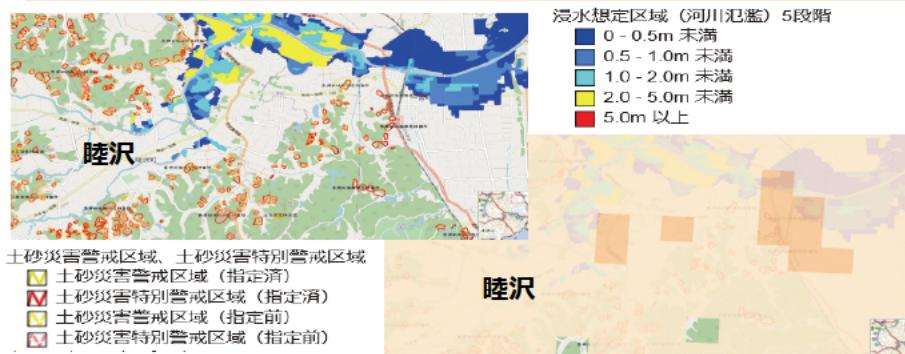
特徴 1

地域情報・環境情報と統合（環境影響情報サイトと自動連携）



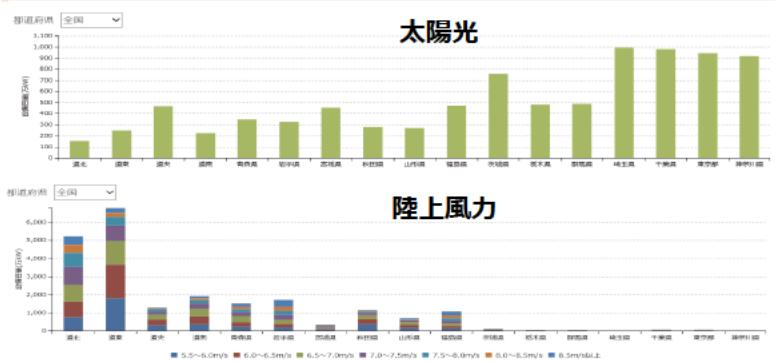
特徴 3

ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示



特徴 2

自治体別（都道府県別、市町村別）にポテンシャル情報を表示



特徴 4

自治体別（都道府県別、市町村別）に再エネ導入実績を表示

東京都千代田区 結果表示

太陽光	風力	中小水力	地熱	地中熱
導入実績(平成29年度)				
太陽光 導入実績 (10kW未満)				101.50 kW
太陽光 導入実績 (10kW以上50kW未満)				31.80 kW
太陽光 導入実績 (50kW以上600kW未満)				238.70 kW
導入実績(平成30年度)				

環境アセスメントデータベース「EADAS（イーダス）」



- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供し、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じて、合意形成を促進する。

全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報
(土地利用規制の情報など)

再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報
(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシティビティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報



環境アセスメント
データベース
“EADAS”

- ウェブサイト上の
GISで閲覧
- パソコン、タブレット、
スマートフォンで誰で
もアクセス







「地域脱炭素化促進事業」制度

環 境 省



1. 制度概要

- ①. 「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨

2. 再エネ導入目標

- ①. 区域施策編の概要

- ②. 再エネ目標設定に当たる基本的考え方

3. 促進区域

- ①. 促進区域とは

- ②. 促進区域設定の流れ

4. 事業計画認定

- ①. 地域脱炭素化促進事業とは

- ②. 事業計画認定の流れ

- ③. 認定事業計画に対する特例

④. 事業計画認定

1. 「地域脱炭素化促進事業」とは

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

- 太陽光
- 風力
- 中小水力
- 地熱
- バイオマス

再エネ熱供給設備

- 地熱
- 太陽熱
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- バイオマス

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

蓄電池、自営線、 水素製造・貯蔵施設 の整備

EV充電施設 の整備

自治体出資の地域新電 力会社を通じた再エネの 地域供給

環境教育 プログラムの提供

C

地域の環境の保全のための取組

工事時・運用時の 騒音対策

希少生物の生育環境に 影響を及ぼす区域の 改変の回避

設備の規模や配置、 色彩や形態の調整による 景観への影響の回避

事業規模制限、 モニタリング実施、 適正な撤去

D

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

	取組例
地域 経済へ の貢献	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域に おける 社会的 課題 の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による黙害対策 市町村における地域活動等の支援

④. 事業計画認定

2. 事業計画認定の流れ

※事業計画認定の流れの詳細については、
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
(地域脱炭素化促進事業編)をご参照ください。

地域脱炭素化促進事業計画の認定基準



① 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画（区域施策編）に適合するものであること

確認事項

- ・ 地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容
- ・ 施設整備の場所
- ・ 促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ・ 地域の環境の保全のための取組
- ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

② 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

例：電力系統への接続に関する電気事業者への同意取得、土地利用の権利取得など

③ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

- 事業者は、事業計画認定申請の前に、**協議会において事業計画を事前に協議する**（地方公共団体実行計画協議会が設立されている場合）
 - ・既存の協議の枠組みを利用して協議会を運営することも可能
- 事業計画認定に関して協議会で議論する際の構成員や運営方法は、**再生可能エネルギーの種類、事業の規模、地域の特性等**を踏まえて検討する
- 協議会開催のタイミングとして、**事業の申請**（変更認定の申請を含む）が見込まれる時の開催、**フォローアップ**のための開催が想定される

構成員（例）

- ・ 地方公共団体内の関係部局（許認可権者を除く）
- ・ 関係地方公共団体（許認可権者を除く）
- ・ 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許認可権者を除く）
- ・ 有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）
- ・ 地域脱炭素化促進事業者
- ・ 地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等）
- ・ 産業団体（農林漁業、観光等）
- ・ 環境保全団体
- ・ 許認可権者（オブザーバー）

地方公共団体実行計画協議会の活用等により、

住民や関係地方公共団体等の関係者との協議を通じて、地域の合意形成の円滑化が可能 46

④. 事業計画認定

3. 認定事業計画に対する特例

※特例の詳細については、
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
(地域脱炭素化促進事業編)をご参照ください。

認定された地域脱炭素化促進事業計画に対する特例措置



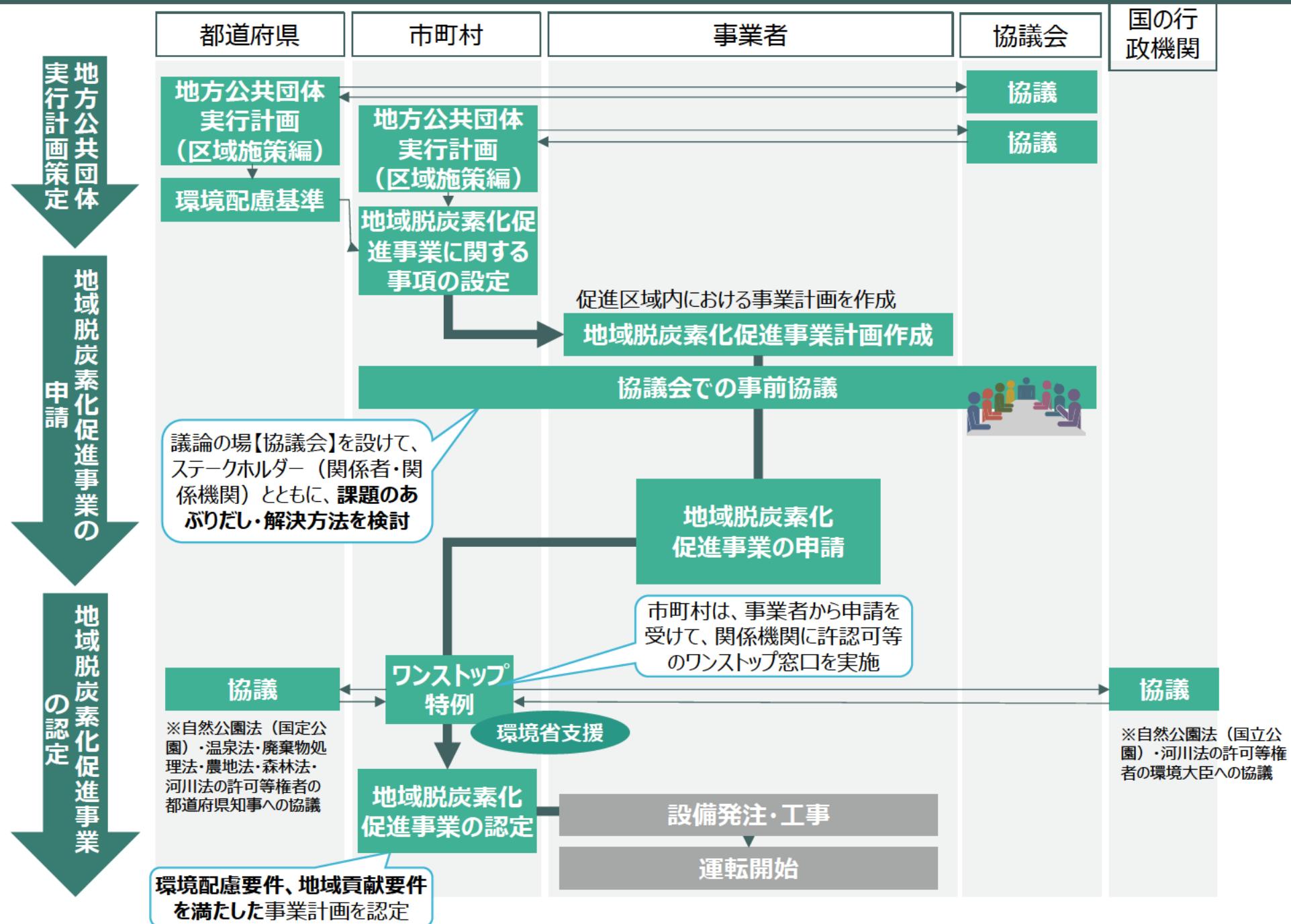
- 認定された地域脱炭素化促進事業計画に対し、市町村が窓口となることで各許認可等手続きがワンストップ化される

特例の対象となる許認可等手続の概要		
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の 許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の 許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の 許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の 許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出 ※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への 登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置 指定区域内（処分場跡地）における土地の形状変更	都道府県知事等の 認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。 都道府県知事等への 届出



環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略

地域脱炭素化促進事業制度 全体の流れ



お問合せ先



- 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234
- 大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235
- 地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8339
- その他、各地方環境事務所にご連絡ください。

事務所	お問合せ先	管轄
北海道地方環境事務所 環境対策課	REO-HOKKAIDO@env.go.jp 011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所 環境対策課	CN-tohoku@env.go.jp 022-722-2873	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部涉外広報課	reo-fukushima@env.go.jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 脱炭素チーム	reo-fukushima@env.go.jp 024-563-5197	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県
中部地方環境事務所 環境対策課	REO-CHUBU@env.go.jp 052-955-2134	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿地方環境事務所 環境対策課	REO-CHUBU@env.go.jp 052-955-2134	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県
中国四国地方環境事務所 環境対策課	CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp 086-223-1581	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国事務所 環境対策課	CN-SHIKOKU@env.go.jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方環境事務所 環境対策課	KYUSHU-KANTAI@env.go.jp 096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

